

生活困窮者住居確保給付金支給申請書	
フリガナ	
①氏名	
②生年月日	年 月 日 満()歳
③電話番号	

申立事項

④次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1) 離職又は生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。)第3条第1号に該当する場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

(2) 省令第3条第2号に該当する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑤離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
--------------------------	--

⑥次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)

(1)住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

(2)住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ						合計
氏名						
続柄	本人					
生年月日						
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動があるときは収入が確定している直近3月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、省令第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、小牧市、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって、地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者及び社会福祉法人小牧市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて了承します。また、裏面の注意事項について、同意します。

年 月 日

(宛先)小牧市長

申請者氏名

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けた
り、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、
不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する
特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて
無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要が
あります。
ただし、附則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰
すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状
況にある者であって、市が認める場合には申請の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る
機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）
第21条の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、市から資産又は収入の状況につき、官公署
に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離
職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し
入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 省令第14条に基づく就労支援に関する市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 省令第17条に基づき、小牧市が特に必要と認める場合を除き、住居確保給付金は賃貸住宅の家主
等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。